

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月11日
【会社名】	株式会社コピキタス
【英訳名】	Ubiquitous Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三原 寛司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号 日土地西新宿ビル20階
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	管理本部長 榑木 玲子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号 日土地西新宿ビル20階
【電話番号】	03 - 5908 - 3451
【事務連絡者氏名】	管理本部長 榑木 玲子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 103,424,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,020株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

(注) 1. 平成24年12月11日の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘になります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,020株	103,424,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,020株	103,424,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
51,200	-	1株	平成24年12月27日	-	平成24年12月28日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅します。
4. 申込の方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申し込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ払込金額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ユビキタス 経営企画室	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
103,424,000	-	103,424,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額です。
2. 本自己株式処分に係る諸費用はありませんので記載しておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額の全額について、平成27年3月末日までの間に株式会社村田製作所の近距離無線通信モジュール製品との組合せにおいて、デジタル家電、白物家電、ヘルスケア製品、自動車、ネットワーク対応センサー等、今後さらに幅広い機器に採用が期待される無線関連のソフトウェアの研究開発・商品開発費用、及び開発に伴うエンジニアの人件費に充当する予定です。

なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社村田製作所
本店の所在地	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第76期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 平成24年6月28日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第77期第1四半期(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) 平成24年8月9日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第77期第2四半期(自平成24年7月1日 至平成24年9月30日) 平成24年11月12日関東財務局長に提出

割当予定先は株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に上場しています。

上記は平成24年12月11日現在です。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		当社はソフトウェア開発業務について発注・業務委託を受けております。

上記は平成24年12月11日現在です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、「つながのはユビキタス」を標語として、創業以来、主に通信関連の組込み向けソフトウェアの開発及び当該ソフトウェアの使用許諾によるビジネスを行ってまいりました。近年、モバイル・インターネットやスマートフォンの普及などを背景に、様々な機器を「どこでもつながる」、すなわち無線通信技術を用いて、様々な機器にインターネット等のネットワークに接続できる機能を付加する事に対する需要が高まっており、今後も更にその需要が拡大することが期待・予想されております。

このような社会環境の中、今回の割当予定先である株式会社村田製作所がハードウェアである近距離無線通信モジュール及びそのソフトウェア・サポートの提供会社、当社が当該ハードウェア上で稼働する無線通信技術を機器に組入れるミドルウェア等のソフトウェア・サポートの提供会社という役割のもと、複数の案件において商品を提供する等のビジネスを進めてまいりました。

今回、近距離無線通信市場におけるより一層の競争力の強化と顧客満足の向上、両社間の協力関係の強化を目的として資本・業務提携を行うこととなりました。この資本・業務提携により、デジタル家電、白物家電、ヘルスケア製品、自動車、ネットワーク対応センサー等、今後さらに幅広い機器に採用が期待される、無線関連の両社の製品・サービスの相互の顧客に対する共同提案、開発業務及び共同販売、並びに技術提携、さらには技術的課題等の共有を目的とした人材交流等を行うことを予定しております。このことは、当社事業の更なる発展・拡大を実現していく端緒になるものと考え、割当予定先として株式会社村田製作所を選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

2,020株を割り当てる予定です。

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、資本・業務提携に基づく一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、払込期日より2年以内に本自己株式処分に係る割当株式の全部又は一部を譲渡した場合は、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社は当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を割当予定先より取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の有価証券報告書(第76期自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び四半期報告書(第77期第2四半期自平成24年7月1日至平成24年9月30日)における貸借対照表の現金及び預金の状況等により、割当予定先が本自己株式処分に係る払込みに必要な現預金を有していることを確認しております。また、平成24年12月11日付けで割当予定先との間で締結いたしました業務・資本提携に関する合意書において、割当予定先が本自己株式処分に係る払込金額の総額を払込期日に払い込むことの確約を得ております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社村田製作所は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している、株式会社東京証券取引所第一部及び株式会社大阪証券取引所第一部の上場会社であり、電子デバイスの研究開発・生産・販売の世界でも有数の企業であると認識しております。

また、株式会社村田製作所が株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に提出済みの「コーポレートガバナンス報告書」等により確認する中で、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社または割当予定先の主要株主が、反社会勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 処分価格の算定根拠及び合理性について

本自己株式処分の払込金額（以下「処分価格」と略す。）につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日（平成24年12月11日）の直前1ヶ月間（平成24年11月12日から平成24年12月10日）の株式会社大阪証券取引所における当社株式の終値の平均値である51,200円（円未満切捨）としております。

また、直前1ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにしたのは、当社株式の株価変動が大きい傾向にあり、過去6ヶ月においても株価は42,150円から78,800円までと変動の幅が大きいため、特定の一時点を基準にするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、直前3ヶ月間および直前6ヶ月間の平均値ではなく1ヶ月間としたのは、当社が平成24年11月9日に株式会社大阪証券取引所を通じて、「繰延税金資産の取崩し及び業績予想の修正ならびに役員報酬の減額に関するお知らせ」を開示していることから、処分価格を算定するにあたり当期の当社業績予想を含めた直近の状況を最も合理的に反映する期間であると判断したためです。

なお、当該価格51,200円については、直前営業日（平成24年12月10日）における当社株式の終値52,200円とのディスカウント率が1.92%、直近3ヶ月間（平成24年9月11日～平成24年12月10日）における当社株式の終値の平均値（円未満切捨）54,167円とのディスカウント率が5.48%、直近6ヶ月間（平成24年6月11日～平成24年12月10日）における当社株式の終値の平均値（円未満切捨）53,768円とのディスカウント率が4.78%となっております。

なお、上記処分価格については、取締役会に出席した監査役3名全員が、合理的と考えられる算定根拠により決定され、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な処分価格には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化の合理性について

本自己株式処分数は2,020株であり、当社発行済株式総数（87,239株）に占める割合は2.32%（平成24年9月30日時点の総議決権数85,219個に対する割合は2.37%）であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本自己株式処分の実施は割当予定先との関係強化により、中長期的に市場の成長が見込まれる無線関連分野において当社の競争力強化を目指すものであり、中長期的に当社の企業価値を高めることにつながると考えており処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
鈴木 仁志	東京都世田谷区	9,409	11.04%	9,409	10.79%
末松 亜斗夢	東京都千代田区	4,210	4.94%	4,210	4.83%
川内 雅彦	東京都多摩市	3,180	3.73%	3,180	3.65%
株式会社村田製作所	京都府長岡京市東神足1-10-1	-	-	2,020	2.32%
コピキタス従業員持株会	東京都新宿区西新宿6-10-1	1,630	1.91%	1,630	1.87%
黒田 賢	東京都杉並区	1,550	1.82%	1,550	1.78%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	1,021	1.20%	1,021	1.17%
長谷川 和宏	神奈川県川崎市多摩区	977	1.15%	977	1.12%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS JP REC ITIC (常任代理人：株式会社 三菱東京UFJ銀行)	CITIGROUP CENTRE CANADA SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 5LB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	729	0.86%	729	0.84%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	683	0.80%	683	0.78%
計	-	23,389	27.45%	25,409	29.13%

- (注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しています。
2. 当社保有の自己株式2,020株(平成24年9月30日現在)は割当後0株となります。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第11期有価証券報告書及び第12期第2四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間に生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第11期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成24年6月21日に関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりです。

1 提出理由

平成24年6月19日開催の当社第11回定時株主総会において、全2議案が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 監査役1名選任の件 監査役として、三輪忠司を選任する。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件 補欠監査役として、鈴木昇を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

第1号議案から第2号議案の全ての議案は、議決権行使書による事前行使分も含め、出席株主の有する議決権数の大多数の賛成を得て、原案どおり承認可決されました。

出席株主及び議決権の数、及び議案ごとの賛否の状況については、以下のとおりです。

（出席株主及び議決権の数）

総株主の議決権の数	85,219個
議決権を行使できる株主数	11,228名
出席株主の議決権の数	34,842個
出席株主数	2,077名

(事前行使分及び当日出席株主のうち賛成の意思表示が確認できた株主の議決権による議案ごとの賛否の状況)

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権・無効 (個)	可否要件	決議の結果	
					賛成率 (%)	可否
第1号議案				(注)		
三輪 忠司	33,391	1,398	53		95.98	可決
第2号議案				(注)		
鈴木 昇	33,356	1,441	45		95.86	可決

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に、株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席株主のうち賛成の意思表示が確認できた株主の議決権数の集計により、全ての議案は可決の要件を満たしたことから、会社法上適法に決議が成立したものととして、株主総会当日の一部出席株主の賛成、反対、及び棄権に係る議決権数は集計しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月14日

株式会社ユビキタス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米澤 英樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月19日

株式会社ユビキタス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米澤 英樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユビキタスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユビキタスの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユビキタスの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ユビキタスが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。